

議第61号

橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正
について

橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和2年11月30日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改
正する条例

(橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原
市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」の次に「と、「100分の125」とあるの
は「100分の165」を加える。

第2条 橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第8条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100
分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の127.5」とあるの
は「100分の167.5」に改める。

(橿原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部改正)

第3条 橿原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成23年橿
原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第20条第1項中「100分の130」を「、6月に支給する場
合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」
に改める。

第4条 橿原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第15条第1項及び第20条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の
130、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の127.

5」に改める。

(檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例(昭和32年檀原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」の次に「と、「100分の125」とあるのは、「100分の160」を加える。

第6条 檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の170」と、「100分の125」とあるのは、「100分の160」を「100分の127.5」とあるのは、「100分の165」に改める。

(檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年檀原市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の130」を「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に改める。

第15条の3第3項中「掲示板」を「掲示場」に改める。

第8条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

理由 国家公務員の給与改定方針等に鑑み、本市一般職の職員等及び特別職の職員の期末手当の額の改定を行うもの